

## 掲示第26号

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第1項第2号の規定に基づき、税関官署の管轄区域を改正し、平成30年7月1日から適用することとしたので、関税法施行令第92条第5項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第5項の規定により公告する。

平成30年6月29日

大阪税関長 高木 隆

記

### 1 廃止する税関官署とその管轄区域

廃止する税関官署	管 轄 区 域
大阪税関 桜島出張所	大阪市此花区のうち 朝日1丁目、朝日2丁目、梅町1丁目、梅町2丁目、春日出北1丁目から春日出北3丁目まで、春日出中1丁目から春日出中3丁目まで、春日出南1丁目から春日出南3丁目まで、桜島1丁目から桜島3丁目まで、四貫島1丁目、四貫島2丁目、島屋1丁目から島屋6丁目まで、高見1丁目から高見3丁目まで、常吉1丁目、常吉2丁目、伝法1丁目から伝法6丁目まで、西島1丁目から西島6丁目まで、梅香1丁目から梅香3丁目まで、北港1丁目、北港2丁目、北港白津1丁目、北港白津2丁目、北港緑地1丁目、北港緑地2丁目

### 2 大阪税関桜島出張所の管轄区域の編入

大阪税関桜島出張所の管轄区域は、大阪税関本関の管轄区域に編入する。